

号外

パソコン用ホームページ URL <http://www.kawaguchi-lib.jp/>

携帯電話用ホームページ URL <http://www.kawaguchi-lib.jp/opw1/IMD/IMDMAIN.CSP>

2013.6 発行

返却が遅れている利用者への 利用制限がはじまります

携帯用 QR コード →



「いつ行っても新しい本が貸出中」、「予約した本がなかなか届かない」……。

図書館ではそのような声が数多く聞かれます。その一因として、お借りになっている本などの返却が遅れている方が大変多いということが挙げられます。(平成 25 年 6 月1日現在、返却が遅れている利用者数:8,316 人、本・DVD などの点数:27,004 点。)

図書館では、平成 24 年 6 月におこなった利用者アンケートの結果も参考にして、図書館の本や DVD などをみなさまに適性にご利用いただくために、新たなルールを実施する運びとなりました。

(平成 25 年 7 月 1 日より)

**お借りになっている本などを15日以上延滞している場合、
返却されるまでの間は、下記のサービスが利用できなくなります。**

①貸出(予約確保した本などを含む)

※予約確保した本などは、予約した本人の利用カードでのみ、貸出できます。
ご家族の利用カードでは貸出できません。

②現在借りている本などの貸出延長(再貸出)

③新たな予約の受付

- ブックポストに返された本などは、そのブックポストがある図書館の翌開館日に返却処理を行います。処理がされるまでは「貸出中」となりますので、余裕をもってお返しく下さい。
- 返された本などの状態確認中や、弁償手続きが済んでいない場合も、「貸出中」扱いとなります。

◎対象となるのは、本・雑誌・紙芝居・CD・DVD・ビデオ・語学 CD・カセットなどです。

「返却の遅れ」が減少することで、人気のある本などの予約待ち期間が短くなります。また、予約がない本でも、棚に戻ることによって、多くの方に利用される機会が生まれます。今回の規則の実施は、図書館をご利用するすべてのの方々にとって、より良い効果をもたらすと言えるでしょう。公共のルールを守って、誰もが気持ちよく利用できる図書館にしていくために、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

○川口市立図書館設置及び管理条例施行規則(改正規則公布 平成 25 年 3 月 21 日)

第10条 教育委員会は、図書館資料の貸出を受けた者が返納を怠り、督促をしても返納に応じない場合は、別に定めるところにより、その者に対し図書館の利用の制限をすることができる。

附則 この規則は、平成25年7月1日から施行する。

※「図書館資料」とは、本・雑誌・紙芝居・CD・DVD・ビデオ・語学CD・カセットなど、図書館で貸出・提供しているすべての「資料」のことです。



図書館利用者アンケート集計結果

利用制限の実施を検討するにあたり、昨年6月に、来館された利用者約1000名を対象にしたアンケートを行いました。
このアンケート結果につきまして、紙面の関係により、一部抜粋してご紹介します。

Q 図書等を延滞したことがありますか。
A ない 49.61%
ある 50.39%

Q (延滞が)一番長かったのはどのくらいの期間でしたか。
A 1週間以内 68.25%
2週間以内 17.85%
1ヶ月以内 9.32%
1ヶ月以上 4.56%

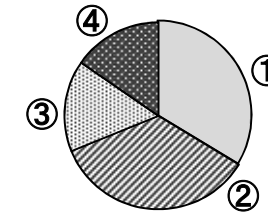
Q 延滞の理由は何ですか。
A 期限を忘れていた 54.45%
返却の時間がとれなかった 22.98%
そのうち返却しようと思っていた 9.93%
面倒だった 0.82%
その他 11.80%

Q 延滞している人に対して、何らかの利用の制限が必要と思いますか。
A 必要ある 69.02% 必要ない 30.97%

Q 貸出期間終了後、何日以上延滞したら利用の制限が必要と思いますか。
A 2週間 47.35% 3週間 6.47%
1ヶ月 33.52% その他 12.64%

※ 回答された本人の延滞の有無と、延滞している人に対して利用の制限の要否について、複合集計結果は次のようになりました。(円グラフ参照→)

- ① 延滞したことがなく、制限が必要であると回答した人 33.63%
 - ② 延滞したことがあり、制限が必要であると回答した人 35.26%
 - ③ 延滞したことがあり、制限が必要ないと回答した人 15.65%
 - ④ 延滞したことがなく、制限が必要ないと回答した人 15.44%
- (①と②の回答を合わせると、「制限が必要ある」と考える方が7割近くいることが分かりました。)



すべての結果をご覧になりたい場合は、川口市立図書館パソコン用ホームページ(<http://www.kawaguchi-lib.jp/>)でご覧ください。ご協力ありがとうございました。

こんなに「督促」しています！

図書館では、本などを延滞された方に対して、Eメール・ハガキ・電話などで督促を行っております。
館内では、「返却期限をお守りください。」という旨を記載した掲示や「マナーガイド」の配布等を続け、窓口でも延滞している方にお声をかけておりますが、延滞している方の数はなかなか減少しません。

右図は、過去数年間の督促件数の一部をグラフにしたものです。

①(棒グラフ)は、年に4回程度、15日以上延滞された方全員に、ハガキにて督促している分です。

②(折れ線グラフ)は、週1度、8日以上延滞されたメールアドレス登録者に、Eメールで督促している分です。

※このほか、電話での督促や、予約待ちのある本などの延滞者・メールアドレス登録のない利用者へのハガキ督促送付等も適宜行っています。

督促にかかる費用は市税でまかなわれています。(平成23年度の督促ハガキ郵送料金は約126万円。)

利用制限導入までの経緯

埼玉県立図書館では2012年より、図書館資料の長期延滞者に対する利用制限が開始されました。また、埼玉県内では、さいたま市・戸田市・蕨市などの近隣市を含めた20自治体で、既に同様の制限が実施されています。

こうした流れの中、延滞者への督促件数の減少が見込めない川口市立図書館でも、利用制限の検討を行うための「貸出制限検討委員会」が設けられました。

利用者へのアンケート調査や他市町村への聞き取り調査等も行い、一年以上の検討を積み重ね、延滞者に返却を促すためには、従来の督促や広報だけでは限界があり、利用制限を設けるのが効果的であるという結論に至りました。

その後、市民の方の代表者によって構成される「川口市図書館・映像・情報メディアセンター運営審議会」で、導入の是非と、どのように延滞者に対して利用制限を行うかが審議されました。

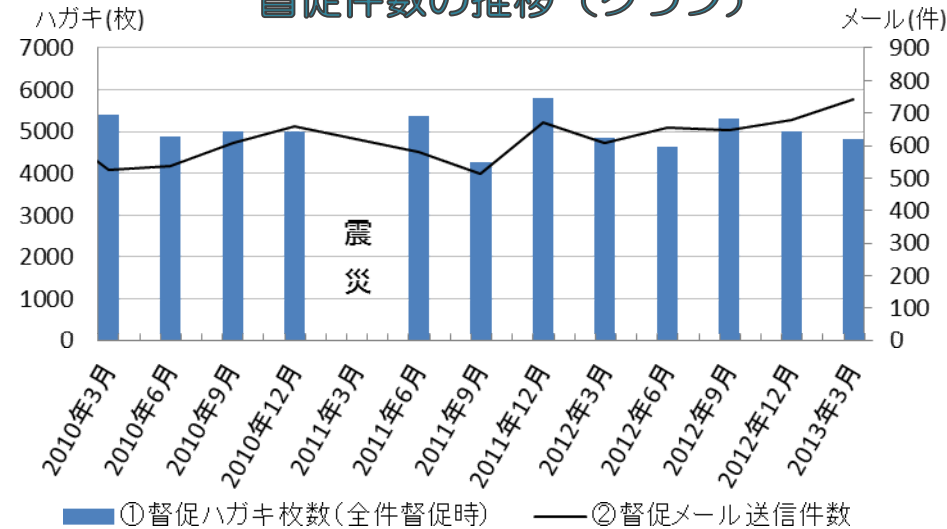
審議会で審議された内容をもとに、市や教育委員会で協議し、平成25年3月の川口市教育委員会で「川口市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則」について可決され、規則が改正されました。

なお、「15日以上」となった理由は次の通りです。

まず、利用者アンケートにおいて「貸出期間終了後、何日以上延滞したら利用の制限が必要と思いますか。」という問いに対し、「2週間」という回答が最も多かったことです。

また、審議会において、貸出ルールを守って利用していただくことが、行政財産の有効利用につながることから、利用者アンケートの数値を尊重することにより、15日以上の延滞を対象とすることが適切であるとされたことです。市および教育委員会でも同様の意見が支持されました。

督促件数の推移 (グラフ)



みなさんが人気の本を延滞してしまうと…? 4コマまんが参照!

例えば、三浦しをん著のベストセラー小説『舟を編む』は、平成25年6月1日現在、川口市立図書館全体で34冊の所蔵があり、予約が553件入っています。

1人あたりの貸出期間が2週間、予約の取り置き期間が1週間なので、全員が取り置き期間と貸出期間をそれぞれ期限いっぱい利用した場合、1人あたり3週間かかることになります。現在の予約件数と本の所蔵数で単純計算しますと、新たに554番目に予約をいれた人が読めるようになるのは、およそ12ヶ月後になると考えられます。その上、返却期限を過ぎてしまう人がいると、借りられる時期はさらに遅くなります。

誰もが、「自分だけ、少しだけ…」と思って期限を守らないでいると、全体としては非常に大きな遅れになってしまうのです。

もしも人気の本をみんなが延滞したら… 4コマまんが

予約の順番がなかなか回ってこないのは、じつはこんなことが原因かも!?



……まずは返却しよう!!

「返却期限を守る」ためには、どうしたらいいでしょう？

- ① 2週間で読める冊数だけを借りましょう。
- ② 図書館に行ける日を考えて、早めに返却しましょう。
- ③ 貸出時に渡される「貸出票」を、よく見える場所に貼るなどすると、返し忘れが、ぐんと減ります。
- ④ 本や雑誌などは、休館日や夜間に利用できる「ブックポスト」に返すことができます。
(CD・DVD・ビデオ・カセットや、他の市町村から取り寄せた本は入れられません。)
- ⑤ 「パスワード」の発行をうければ、自宅のパソコンや携帯電話、図書館内のタッチパネル検索機でも、貸出期間の確認や延長ができます。

貸出期間を延長するには？

2週間以内に読み終わらない場合は、貸出期間内で、次に予約待ちの方がいない図書館資料にかぎって、以下のような方法で、1回だけ貸出期間を延長することができます。

- ① 図書館から発行した「パスワード」を使って、ご自分で図書館ホームページの「利用者のページ」にログインし、「再貸出」ボタンを押すと、返却日はその日から2週間後に変更されます。
- ② 「パスワード」をお持ちでない方は、来館時にカウンターで利用カードを提示して延長の申し込みを行うことで、返却日がその日から2週間後に変更されます。

貸出期間の延長や、本などの予約ができます！

パスワードで使うネットサービスをご活用ください！

図書館では、みなさんの利便性を図るため、パスワードを使った「ネットサービス」を行っています。ご自宅のパソコンのインターネット、携帯電話、スマートフォンなどからご利用いただけます。パスワードの発行には利用カードが必要です。利用カードをご用意のうえ、最寄りの図書館のカウンターまでお越しください。パスワードは即日発行し、すぐにネットサービスをご利用いただけます。

図書館の資料を使うときは……

マナーを守りましょう!!!

本やDVDなどの「図書館資料」は市民共有の財産です。次の人が気持ちよく使えるように、大切に扱きましょう。

- 返却時には、お返しいただいた図書館資料の状態を確認しております。
貸出前、お借りになる本などに、目立つ汚れ・水濡れ・破損などを見つけたら、カウンターでお申し出ください。
- 借りた本などを誤って破損した場合は、セロテープで修理せず、そのまま図書館にお持ちください。
- 本などへの書き込みは、絶対におやめください。
- ご利用になった図書館資料を汚したり、壊したり、濡らしたりした場合は、その状態によっては、弁償していただく場合がありますのでご注意ください。(悪天候のせいで濡れてしまった場合や、ご本人ではなくご家族やペットが汚したり壊したりした場合なども、弁償の対象になります。)
- 図書館の資料を紛失した場合は弁償していただきます。(火災や盗難被害による場合はご相談ください。)

※ 弁償手続きが必要な資料について、手続きが済んでいない場合も、返却期日から15日以上過ぎていると、利用制限の対象になります。(弁償かどうか等、資料状態の確認を行っている期間中も同様です。)

川口市立図書館 連絡先・開館時間

【中央図書館】 TEL048(227)7611 住所: 川口市川口1-1-1	【前川図書館】 TEL048(268)1616 住所: 川口市前川1-3-18	【新郷図書館】 TEL048(283)1265 住所: 川口市東本郷1688	【横曽根図書館】 TEL048(256)1005 住所: 川口市仲町10-16	【芝園分室】 TEL048(269)2241 住所: 川口市芝園町3-17
平日 午前10時～午後9時	【戸塚図書館】 TEL048(297)3098 住所: 川口市戸塚東3-7-1	【鳩ヶ谷図書館】 TEL048(285)3110 住所: 川口市坂下町3-16-6		平日 午後1時～午後5時
土・日・祝日 午前9時～午後6時		平日 午前10時～午後6時 土・日・祝日 午前9時～午後5時		土・日・祝日 午前10時～午後5時